



平成27年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社フォーカスシステムズ
代表者名 代表取締役社長 森 啓一
(J A S D A Q ・ コード 4662)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 畑山 芳文
電話 03-5421-7777

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第39期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由について

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように会社法第426条および第427条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第28条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、定款第28条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月26日（金）
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日（金）

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行	変更後
<p>第1条～第27条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第28条～第37条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第38条～第46条 (記載省略)</p>	<p>第1条～第27条 (現行のとおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> 第28条 会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠った事による取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第38条 (現行のとおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠った事による監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第40条～第48条 (現行のとおり)</p>